26.10.10 受領

平成２６年１０月８日判決言渡　同日原本領収　裁判所書記官

平成２６年(レ)第４８号　不当利得返還請求控訴事件

（原審・岩国簡易裁判所平成２５年(ハ)第２０１号）

口頭弁論終結の日　平成２６年９月３日

判　　　　決

京都市[redacted]

控　訴　人　　　アイフル株式会社

同代表者代表取締役　[redacted]

同訴訟代理人支配人　[redacted]

山口県[redacted]

被 控 訴 人　[redacted]

同訴訟代理人弁護士　田　邉　一　隆

主　　　　文

1　本件控訴を棄却する。

2　控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第１　控訴の趣旨

1　原判決を取り消す。

2　被控訴人の請求を棄却する。

第２　事案の概要

1　事案の要旨

(1)　本件は，登録を受けた貸金業者である控訴人との間で，継続的に金銭消費貸借取引（以下「本件取引」という。）を繰り返した被控訴人が，支払った利息のうち利息制限法（平成１８年法律第１１５号による改正前のもの。以下同じ。）１条１項による制限を超過する部分（以下「制限超過部分」とい

う。）を順次元本に充当するなどの計算をすると，過払金が生じており，かつ，控訴人は，過払金の受領が法律上の原因を欠くものであることを知っていたから，民法７０４条前段の悪意の受益者であり，過払金に同条所定の利息（以下「法定利息」という。）を付する旨主張して，控訴人に対し，不当利得返還請求権に基づき，本件取引により生じた過払金１２万３９９１円及びこれに対する過払金発生時から平成２５年１０月１７日までの民法所定の年５分の割合による法定利息５万９８５５円の合計１８万３８４６円並びに上記過払金に対する同月１８日から支払済みまでの同割合による法定利息の支払を求める事案である。

(2) 原審は，被控訴人の請求を全部認容したことから，控訴人がこれを不服として控訴した。

2 被控訴人の主張―請求原因等

(1) 控訴人は貸金業等を営む会社である。

(2) 被控訴人は，控訴人との間で，原判決添付の別紙計算書の「年月日」，「貸付金」及び「支払金」の各欄記載のとおり，平成１２年５月２日から平成１６年２月２３日までの間，本件取引を行った。

平成１６年２月２３日に支払を行ったのは[redacted]であるが，同人は被控訴人の当時の勤務先会社の代表者の妻で，支払金の出所は被控訴人の勤務先への積立金である。すなわち，[redacted]は被控訴人の使者として被控訴人が出捐した返済金を控訴人のもとに持参したにすぎず，損失したのは被控訴人である。

(3) 本件取引において被控訴人が控訴人に支払った利息の利率は，いずれも利息制限法所定の制限利率を超えるものであった。

(4) 控訴人は，貸金業者であるところ，利息制限法の定めを超える約定利息は制限超過部分について無効であり，利息の債務の弁済としても元本に充当され，元本完済後の返済は法律上の原因のない利益として控訴人の利得になる。

そして，貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが，その受領につき貸金業の規制等に関する法律（平成１８年法律第１１５号により法律の題名が貸金業法と改められた。以下「貸金業法」という。）４３条１項の適用が認められない場合には，当該貸金業者は，同項の適用があるとの認識を有しており，かつ，そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り，法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者，すなわち民法７０４条の「悪意の受益者」（民法７０４条前段）であると推定される。

そして，控訴人は，被控訴人との取引の都度，貸金業法１７条１項所定の事項を記載した書面（以下「１７条書面」という。）及び１８条１項所定の事項を記載した書面（以下「１８条書面」という。）を交付していた事実を立証せず，同法４３条１項の適用があるとの認識を有しており，かつ，そのような認識を有することについてやむを得ないといえる特段の事情があるとは認められないから，悪意の受益者である。

(5)ア　本件取引における被控訴人の支払を利息制限法所定の制限利率により計算した利息に充当し，その余を元本に充当するなどの引き直し計算をし，過払金に法定利息を付する計算をすると，本件取引については，原判決添付の別紙計算書のとおり，平成２５年１０月１７日の時点で，過払金１２万３９９１円及び法定利息５万９８５５円が生じている。

イ　後記３控訴人の主張(3)について

(ア)　控訴人の主張する事実のうち，本件取引に係る支払期日の約定及び期限の利益喪失の約定があること並びに被控訴人が平成１４年１１月５日の支払を怠ったことは認める。

(イ)　被控訴人が期限の利益を喪失した翌々日に返済を行ったこと，サイクル制の支払期日の定めは，毎月特定の日を支払日とする支払期日の定めと比較して，一般消費者において次回返済日がいつであるかを把握する

ことが必ずしも容易ではなく，被控訴人において支払日を失念することもやむを得ないというべきであること，被控訴人が期限の利益を喪失した後も，控訴人は，約定残元金に同日までの利息及びその翌日から支払済みまで約定遅延損害金利率による遅延損害金を付して一括で返済を求めることなく，１年以上もの長期間にわたって取引を継続してきたこと，被控訴人が期限の利益を喪失した後も，控訴人は，被控訴人に対して１０度も貸付けを行っていること，約定利率は年２８．８３５％，約定遅延損害金利率は年２９％とほぼ同率であって，よほど注意深い借主であっても，遅延損害金を徴されていることを認識し得ない程度の差異にすぎないことなどの事情に照らすと，控訴人は，被控訴人に対して，期限の利益の喪失を宥恕したか，または，控訴人が期限の利益の喪失を主張することが信義則に反するというべきである。

仮に，上記の主張が認められなかったとしても，控訴人が，被控訴人の期限の利益喪失後に返済をした場合は，その返済日以降は遅延損害金ではなく利息を徴しており，期限の利益を再度付与しているということができる。

(6) よって，被控訴人は控訴人に対し，本件取引により発生した過払金１２万３９９１円の返還及びこれに対する過払金発生時から平成２５年１０月１７日までの民法所定の年５分の割合による法定利息５万９８５５円の支払並びに上記過払金に対する同月１８日から支払済みまでの同割合による法定利息の支払を求める。

3 控訴人の主張

(1) 被控訴人の主張(1)の事実は認める。

同(2)の事実のうち，被控訴人が，控訴人との間で，平成１２年５月２日から平成１５年１０月２６日までの間，原判決添付の別紙計算書の「年月日」，「貸付金」及び「支払金」の各欄記載のとおり取引を行った事実は認めるが，

平成１６年２月２３日の支払を被控訴人が行った事実は否認する。平成１６年２月２３日の支払を行ったのは[redacted]であり，上記支払時には利息の一部カットが行われておりそのための交渉があったものと推測されるから，そのような交渉をした同人が被控訴人の使者であったとはいえず，他に使者であったことを認めるに足りる証拠はない。

その余の請求原因は否認ないし争う。

(2) 被控訴人の主張(4)について

ア 控訴人においては，１７条書面及び１８条書面を各消費者に対し交付する十分な業務体制を整備しており，当初から元金定額返済方式を採用して，最高裁判決が判示した貸金業法１７条等の立法趣旨を的確に理解した書面を交付している。

そして，当時の控訴人における一般的な帳票等を用いて１７条書面及び１８条書面を再現するなどして業務体制を立証することにより「特段の事情」を立証することができる。あるいは当時の状況からみて貸金業者が顧客に対して貸金業法４３条１項の要件を充足していると見込んでいた契約書面及び受取書面を交付したことが推認できれば，悪意の推認を受けない「特段の事情」があったものと評価するのが相当である。

また，平成１８年の最高裁判決の前後を通じて，控訴人は制限超過部分を含む利息の支払を行った場合に期限の利益を喪失するとの特約に基づく支払は任意性が否定されないとしての認識を有していたとしても，やむを得ないといえる「特段の事情」がある。

したがって，控訴人は悪意の受益者ではない。

イ 控訴人は，本件取引による過払金の受領につき，民法７０４条の「悪意の受益者」ではないから，被控訴人に返還すべき過払金の範囲は現に利益の存する限りに止まるところ，受領した過払金の一部は法人税として納付しており，これに相当する範囲で控訴人に利益は現存しないから，その余

の現存する部分についてのみ被控訴人に返還する義務を負う。

ウ　仮に，控訴人が，本件取引による過払金の受領につき民法７０４条の「悪意の受益者」であるとしても，法定利息の発生時期は本件訴状送達の日の翌日であると解すべきである。

(3)　被控訴人の主張(5)について

ア　本件取引に係る金銭消費貸借契約では，同契約成立と同時に借入れを行った場合又は同契約に基づく借入残高がない状態で借入れを行った場合には借入日から３２日以内に，上記以外の場合には前回入金日の翌日より起算して３１日以内に支払う，追加借入れをした場合は，追加借入日にかかわらず支払期日は変わらないものとするとの約定及び同契約による債務を履行しなかった場合には期限の利益を失い，直ちに全額を支払い，それ以降，債務全額につき遅延損害金利率による遅延損害金が発生するとの約定がある。

被控訴人は，上記約定による平成１４年１１月５日の支払期日に支払を怠ったことにより期限の利益を喪失したから，それ以降は遅延損害金利率により引き直し計算をすべきである。

イ　控訴人が一括弁済を求めず，異議を述べることなく取引を継続し，新たな貸付けを行ったとしてもそれだけで期限の利益喪失の主張が信義則に反するとはいえない。また，約定利率と遅延損害金利率の値から，被控訴人が期限の利益を喪失していないと誤信していたとはいえないし，仮に誤信していたとしても，控訴人の対応によるものとはいえない。控訴人担当者が，被控訴人に対し，期限の利益を喪失していないとか，再度の期限の利益を付与した等と誤審させるような言動や書面の交付をしたと認めるに足りる証拠もない。

第３　判断

１(1)ア　被控訴人の主張(1)の事実及び同(2)の事実のうち，被控訴人が，控訴人と

の間で，平成１２年５月２日から平成１５年１０月２６日までの間，原判決添付の別紙計算書の「年月日」，「貸付金」及び「支払金」の各欄記載のとおり取引を行った事実は当事者間に争いがない。

そして，証拠（甲１ないし６，乙１）及び弁論の全趣旨によれば，原判決添付の別紙計算書記載の取引のうち，平成１６年２月２３日の５０万円の支払手続を行ったのは[redacted]であるが，その金員は被控訴人の出捐によるものであることが認められ，その支払は被控訴人によるものということができる。

控訴人は，上記支払時に交渉があったなどと指摘し，[redacted]が使者と認めるに足りる証拠がないことからすれば，上記[redacted]の支払は被控訴人の金員によるものとは認められない旨を主張するが，被控訴人の主張に沿う内容の陳述書（甲６）の信用性を疑わせる事情は見受けられないし，控訴人の指摘する事情を裏付ける証拠もない。その返済金額からしても，第三者が自ら出捐するものとは思われず，そのことを窺わせる事情やそれを裏付ける反証もない。したがって，控訴人の主張は採用できない。

イ　証拠（甲４）によれば，被控訴人の主張(3)の事実が認められる。

(2)　被控訴人の主張(4)及び控訴人の主張(2)（控訴人が悪意の受益者かどうか）について

前記(1)のとおり，登録を受けた貸金業者である控訴人は，被控訴人との間で，利息制限法所定の制限利率を超過する約定利率による本件取引を行い，これについて制限超過部分を含む各弁済金を受領していた。

ところで，貸金業者が借主に対して制限利率を超過した約定利率で貸付けを行い，制限超過部分を利息債務の弁済として受領した場合，その受領につき貸金業法４３条１項の適用が認められないときは，当該貸金業者は，同項の適用があるとの認識を有しており，かつ，そのような認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情がある場合でない限り，法律上の

原因がないことを知りながら過払金を取得した者，すなわち民法７０４条の「悪意の受益者」であると推定される（最高裁平成１７年(受)第１９７０号同１９年７月１３日第二小法廷判決・民集６１巻５号１９８０頁参照）。

これを本件についてみると，控訴人は，控訴人の主張(2)アのとおり主張するが，控訴人が制限超過部分を利息債務の任意の弁済として受領した点につき貸金業法４３条１項の適用があることについて，具体的な主張立証をしないから，同項の適用があるとは認められないし，上記特段の事情についても，本件取引に関する具体的な主張立証をしない。控訴人が特段の事情について主張するところは，それらのみで上記特段の事情に当たるということはできず，その主張する事実を認めるに足りる証拠もない。

したがって，控訴人は，本件取引による過払金の受領につき，民法７０４条の「悪意の受益者」に当たるというべきであり，控訴人の前記主張は採用できない。

そうすると，控訴人は，本件取引により過払金が生じた場合には，被控訴人に対し，その受領につき民法７０４条の「悪意の受益者」として，過払金発生時からの法定利息を付してこれを返還すべき義務を負うというべきである。

したがって，悪意の受益者でないことを前提とする返還の範囲を現存利益に限るとの控訴人の主張（控訴人の主張(2)イ）はその前提を欠き採用できない。

また，控訴人は，法定利息の発生時期につき，本件訴状送達の日の翌日であると主張するが（控訴人の主張(2)ウ），法定利息は過払金発生時から発生すると解すべきであるから（最高裁平成２１年(受)第１１９２号同年９月４日第二小法廷判決・裁判集民事２３１号４７７頁参照），この控訴人の主張も採用できない。

(3)　被控訴人の主張(5)及び控訴人の主張(3)について

ア　上記主張のうち，本件取引に係る金銭消費貸借契約では，同契約成立と同時に借入れを行った場合又は同契約に基づく借入残高がない状態で借入れを行った場合には借入日から３２日以内に，上記以外の場合には前回入金日の翌日より起算して３１日以内に分割金を支払う，追加借入れをした場合は，追加借入日にかかわらず，支払期日は変わらないものとするとの約定及び同契約による債務を履行しなかった場合には期限の利益を失い，直ちに全額を支払うとの約定があるとの事実，被控訴人が上記約定による平成１４年１１月５日の支払期日に分割金の支払を怠ったとの事実は当事者間に争いがない。

そして，上記事実のほか，証拠（甲１）及び弁論の全趣旨によれば，本件取引において，被控訴人は平成１４年１１月５日の支払期日のほか，平成１５年3月６日,同年８月６日の各支払期日にも支払を怠っていたこと，しかし，被控訴人が控訴人から残元本全額及びこれに対する遅延損害金の一括弁済を求められることはなかったこと，のみならず，本件取引において，上記各期限の利益の喪失後に被控訴人から支払われる金員を遅延損害金のみ又は遅延損害金と元金に充当した旨の記載のある１８条書面が交付された旨の主張立証はなく，かえって，被控訴人代理人弁護士による取引履歴開示請求を受けて控訴人が作成した本件取引に係る取引計算書(甲１)には，いずれも上記各期限の利益喪失後も支払が遅れた日数分のみ約定利率（年２９．２％）による遅延損害金が発生するが，それ以外の日数は期限の利益喪失前と同じく利息が発生する旨の記載があることが認められる。

以上の事情によれば，本件取引における客観的な各支払及びその受領の態様は，いずれも被控訴人が期限の利益を喪失していない，あるいは期限の利益の再度付与を受けたものと誤信して支払をしたことを窺わせるものであり，また，被控訴人は，当初の約定の支払期日より支払が多少遅れ

ることがあっても，遅れた日数分の遅延損害金を支払えば期限の利益を失うことはないと信じ，期限の利益を喪失したために残元本全額を一括弁済すべき義務が発生しているとは思わなかったとしてもやむを得ない事情があるということができる。そして，控訴人においても，上記期限の利益喪失後も被控訴人からの支払金を支払が遅れた日数分を除いて利息として受領し続けていたものと推認される。控訴人の上記主張は，こうした期限の利益を喪失していないものと信じて支払を継続してきた被控訴人の信頼を裏切るものであり，信義則に反し，許されないものというべきである。

なお，控訴人は，期限の利益喪失の主張が認められない場合に，支払期日経過後次の支払までの間は遅延損害金利率の適用があること及び本件取引における具体的な遅滞日数を主張せず，被控訴人による上記計算を引用することもしないから，本件においては遅滞日数に関し遅延損害金利率を用いる計算はしない。

イ　以上を前提に，本件取引における被控訴人の支払を利息制限法所定の制限利率により計算した利息に充当し，その余を元本に充当するなどの引き直し計算をし，過払金に法定利息を付する計算をすると，本件取引については，原判決添付の別紙計算書のとおり，平成２５年１０月１７日の時点で過払金１２万３９９１円，過払金発生時から同日までの民法所定の年５分の割合による法定利息５万９８５５円が生じている。

2　結論

以上によれば，被控訴人の請求は理由があるからこれを認容すべきであり，これと同旨の原判決は相当である。

よって，本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし，主文のとおり判決する。

山口地方裁判所第１部

裁判長裁判官　　桑　原　直　子

裁判官　　宮　嵜　秀　典

裁判官　　林　﨑　由　莉　子

これは正本である。

平成２６年１０月８日

山口地方裁判所

裁判所書記官　児　島　大　成

COPY